

別添

拡張版レセプト情報管理システムの 導入等業務

仕様書（案）

令和7年7月

仕様書

1 契約件名

拡張版レセプト情報管理システムの導入等業務

2 契約期間

契約締結の日から令和13年3月31日までとし、委託期間中に調整、構築、移行、運用作業を以下の期間にて行うこと。

なお、契約は単年度契約とする。

- (1) 調整期間（各組合との調整、ハードウェア業者によるキッティング）

：契約締結日～令和7年11月28日（金）

- (2) 構築期間（システム環境構築、支部端末システムインストール）

：令和7年12月1日（月）～令和8年1月16日（金）

- (3) 移行期間

：令和8年1月19日（月）～令和8年1月30日（金）

- (4) 運用期間

：令和8年2月2日（月）～令和13年3月31日（月）

3 目的

本仕様書は、現在使用しているレセプト情報管理システムの保守期間が終了することに伴い、システムの更改をすることを目的として、現行システムからのデータ移行およびシステムの導入等を行うための調達要件について記述したものである。

4 委託内容

- (1) 共通事項

① 委託範囲

ア 構成組合においてレセプト情報管理システムを令和8年4月より本番稼働させるためにレセプト情報管理システムの利用に当たり必要となる各種作業等を委託する。

ア) レセプト情報管理システム用ソフトウェア 一式

イ) レセプト情報管理システムの導入に係る各種作業 一式

ウ) 現行のレセプト情報管理システムからのデータ移行作業 一式

エ) レセプト情報管理システムのヘルプデスク対応 一式

オ) レセプト情報管理システムの改修等対応 一式

イ 「レセプト情報管理システム用ハードウェア及び市販ソフトウェア 一式」及び「レセプト情報管理システム用ネットワーク 一式」については別途調達を行うものとする。

ウ 上記調達対象物のア) については、分析機能で利用するニッセイ情報テクノロジー社の「医療費分配ロジック」も含める。また、オ) については、「医療費分配ロジック」で利用するマスタの提供費用も含めることとする。

エ 上記の調達対象物については、イ)、ウ) を初期導入費用、ア)、エ)、オ) を保守費用とする。よって、応札者は初期導入費用および6ヶ月分の保守費用（サーバー機器及び端末を含まない）を応札価格とすること。なお、令和7年度に係る契約は、初期導入費用お

よび令和8年2月からの仮稼働期間分（令和8年2月から令和8年3月までの2ヶ月分）の保守費用（サーバー機器及び端末を含まない）をもって契約金額とする。また、令和8年度以降は、入札書記載の保守料金を62で除し、利用月数で乗じた金額を予算上限額とする。

オ 次期システム更改の時期が令和13年4月より遅くなった場合、同月以降の金額は、直前の運用期間中の金額を上限とし、上記調達対象物のア)、エ)、オ)の利用ができること。ただし、利用台数の増減が発生した場合はこの限りではない。

② プロジェクト管理等

ア 本委託に関する作業（プロジェクト管理等を含む。）は、「政府機関等の情報セキュリティ政策のための統一基準（令和5年度版）（令和5年7月4日 サイバーセキュリティ戦略本部）」等のドキュメントを踏まえて進めること。

イ 作業の着手に当たっては「レセプト情報管理システムの導入等に係るプロジェクト計画書」を作成し、構成組合の承認を得ること。

なお、当該計画書には、作業スケジュール、受託者側業務実施体制、作業場所、セキュリティ対策、会議体等に関する記載を含めること。

ウ 作業の進め方及び作業スケジュール等の検討に当たっては、構成組合の作業負荷並びに別途調達予定の機器等及びネットワークの整備予定等を十分考慮すること。

エ 構成組合の利用する機器がデジタル庁の推進するガバメントソリューションサービス（GSS）の場合、以下の対応を考慮するものとする。

ープログラムのコード署名

ーアプリケーション log フォルダの出力先を任意の場所に指定が可能

ーアプリケーションのインストールは利用申請後に intune による配信されたもの

ーGSS 端末へインストールするアプリケーションは適用が必要な時期の3か月前には

対象の共済組合へ連携し、デジタル庁による事前審査を実施する

なお、その他デジタル庁から要求される要件に対応する場合、スケジュール、費用については短期委員会と協議を行うものとする。

オ 作業の実施に際しては、構成組合が定める各種規程、ルール等の説明を受けた上で、事故・不正行為対策を講ずること。

我が国の国益を損なう他国の諜報活動、情報収集活動に協力義務を負わされていないこと。本契約の履行に当たりトラブル（情報漏洩等）が判明した場合、他国による保護によらず、発注者又は捜査機関等に協力すること。

カ 業務の品質向上、保守の容易性等を考慮し、作業手順や成果物等の標準化を行うこと。

キ 作業の進捗状況及び課題を管理すること。

なお、令和8年4月のレセプト情報管理システムの本番稼働開始までの間は、構成組合の指示に従って1ヶ月に1回を基準とし必要に応じて打合せにて報告を行うこと。

また、令和8年4月以降は、メール等により報告を行うことを基本とするが、レセプト情報管理システムのヘルプデスク対応及びレセプト情報管理システムの改修等対応の状況を鑑み、必要に応じて打合せを開催すること。

ク 業務の円滑な運営を図り、構成組合が求める機能を満たすシステムとするため、構成組合及びその指定する者との連絡を密にすること。

ケ 打合せを実施した場合は、終了後2営業日以内に議事録等を提出し、構成組合の承認を

得ること。

コ 構成組合への各種報告については、構成組合のシステムに関する知識・経験を考慮し、構成組合が容易に理解できるように配慮すること。

サ レセプト情報管理システムの導入に係るプロジェクト計画書、手順書及び報告書等の各種ドキュメントの種類、内容、報告の時期等については、事前に構成組合と協議すること。

③ その他

ア 本委託作業の実施に当たっては、レセプト情報管理システムの利用方法を構成組合に説明し、構成組合からのレセプト情報管理システムに関する問合せに対して回答を行うこと。

イ 本委託作業の実施に当たっては、必要な資料の作成及び説明等の支援を行うこと。

(2) レセプト情報管理システムに求める機能要件

レセプト情報管理システムに求める要件については別紙１「レセプト情報管理システムに求める機能要件」を参照のこと。本機能要件を満足するレセプト情報管理システム用ソフトウェアを提供すること。

(3) レセプト情報管理システムの導入に係る各種作業

① システム基盤設計

ア ヒアリング等により、構成組合より必要な情報を確認し、構成組合に最適なシステム構成を検討するとともに、ハードウェア、市販ソフトウェア及びネットワーク等の性能等要件を整理すること。

また、レセプト情報管理システム運用において発生が予想される障害への対策についても考慮したシステム基盤設計を行うこと。

なお、レセプト情報管理システムのクライアント（プリンタ含む）及びネットワークについては標準共済システム及び組合が独自に導入しているシステムとの共有有無を確認したうえで、システム基盤設計を行うこと。

イ クライアント端末のOSについては、Windows11（64bit）、および Windows10（64bit）の対応ができること。

ウ 受託者決定後に別途交付する「情報セキュリティポリシー」等を踏まえ、レセプト情報管理システムの情報セキュリティ実施手順書を作成するとともに、運用、障害対策及び保守に関する整理を行うこと。

エ レセプト情報管理システムにおける各種運用方法を整理すること。

② 調達支援

ア 構成組合の要件に基づき、構成組合（本部、支部）に設置するハードウェア、市販ソフトウェアの調達に伴う仕様要件の作成を行うこと。また、ネットワーク調達が必要な構成組合向けに、ネットワークの調達に伴う仕様要件の作成を行うこと。

イ 上記アの仕様要件の作成にあたっては、それぞれの受託業者の責任分界を明確にするよう配慮すること。

ウ ハードウェア、市販ソフトウェア及びネットワークの調達時に、応札者から質疑等があった場合には、仕様要件と照らし合わせて、構成組合に回答を行うこと。

エ ウィルス対策用の定義ファイルを、各省庁からダウンロードできない構成組合向けには、ウィルス定義ファイルを格納したCD-ROMを定期的に配布するよう、仕様要件に記載すること。

オ 次期システム更改の時期が令和１３年４月より遅くなった場合、同月以降の金額は、直

前の運用期間中の金額を上限とし、アのハードウェア等が利用できるよう、仕様要件に記載すること。

③ 環境構築

ア システム環境（ハードウェア及び市販ソフトウェア、ネットワーク、サーバールーム等）の構成図等を作成すること。

イ サーバ及びクライアント等設置場所の環境条件の確認、設定・動作確認のスケジュール調整等、サーバ及びクライアント等の設置調整を行い、その結果を取りまとめ、「レセプト情報管理システム用ハードウェア及び市販ソフトウェア一式」の受託者向けの指示書の作成を行うこと。また、サーバ及びクライアント等設置の支援を行うこと。

ウ ネットワーク調達が必要な構成組合向けに、ネットワーク機器設置場所の環境条件の確認、納入及び敷設のスケジュール調整等、ネットワーク機器の設置調整を行い、その結果を取りまとめ、「レセプト情報管理システム用ネットワーク一式」の受託者向けの指示書の作成を行うこと。また、ネットワーク回線敷設作業の支援を行うこと。

エ レセプト情報管理システムのインフラを設置調整した後、サーバ・クライアント間疎通確認等のインフラ試験を実施し、試験結果についての報告を行い、構成組合の承認を得ること。

オ レセプト情報管理システムの各種パラメータをまとめた環境構築設定値一覧を作成すること。

カ レセプト情報管理システムのサーバに関するソフトウェア設定作業等を行うこと。

キ レセプト情報管理システムのクライアント側ソフトウェア等のセットアップ作業は組合担当者が行う。作業時のマニュアル作成および作業支援を行うこと。

ク システム環境が正常に構築されていることを確認するため、試験を実施すること。

ケ 仮稼動及び本番稼動に必要な初期データ作成及び設定等を行うこと。

コ 作業結果を基に、必要に応じて各種ドキュメントの修正を行うこと。

サ 現行システムとの運用方法の比較（フィットギャップ）を実施し、システム運用要領（システム操作マニュアルを含む）を作成すること。

シ 上記４（３）③のサまでの作業終了後に完了報告書を作成し、各構成組合に報告すること。

④ 現行システムからのデータ移行

各構成組合のレセプト情報管理システムのレセプト画像データ等を、今回調達するレセプト情報管理システムで検索・閲覧・印刷等の作業が可能となるよう必要なデータコンバート作業を行うものとする。また、移行時にデータの変換が必要な場合は受託者にて対応することとする。

ア 移行対象データ

対象となるデータは以下の通り。必要に応じて現行のシステムからデータにて出力することも可能。また、特定健診機能の利用を希望する構成組合に対しては、各構成組合との調整協議の上、別途契約を行い対応すること。

・レセプト画像データ、固有テキストデータ、レセ電CSVデータ

※社会保険診療報酬支払基金より提供されるデータ形式（原請求レセ変換後の直営診療所データを含む）

※手入力しているレセプトデータについては、固有テキストデータフォーマットにて

出力する。

- ・柔整請求書画像データ、固有テキストデータ
- ・原本管理情報

※最新情報のみを移行することとし、過去の原本管理履歴情報は移行しない。

なお、履歴情報の移行・保存について構成組合から申出があった場合は相談に応じて方策を検討するものとする。

項番	項目名	サイズ	データタイプ	項目説明
1	基金処理年月	5	数字	GYMM (4:平成 5:令和)
2	検索番号	17	数字	
3	原本区分	1	数字	1:原本、2:原印済、3:非原本

- ・再審査情報

A 紙による再審査請求分

再審査等請求用電子媒体ファイル (SE～.dat)

再審査等結果用電子媒体ファイル (KE～.dat)

(社会保険診療報酬支払基金の電子媒体による再審査等請求規定に準拠)

B オンライン再審査請求分

レセ電 CSV データ

再審査等返付レセプトデータ (x_SA_～001)

再審査等結果用電子媒体ファイル (～saike_x.csv)

項番	種類	紙による再審査請求分	オンライン再審査請求分
1	再審査請求データ	再審査等請求用電子媒体ファイル (SE～.dat)	レセ電 CSV 再審査等返付レセプト 再審査等結果用電子媒体ファイル
2	再審査結果データ	再審査等結果用電子媒体ファイル (KE～.dat)	
	状態	最新情報のみ (再審中、再審戻)	全履歴情報

- ・レセプト修正情報等

項番	項目名	サイズ (byte)	データ タイプ	項目説明
1	基金処理年月	5	数字	GYMM (4:平成 5:令和)
2	検索番号	17	数字	
3	一連番号	8	数字	
4	記号	40	文字	全角
5	番号	40	文字	全角
6	性別	1	数字	1:男、2:女
7	生年月日	7	数字	GYMMDD (2:大正 3:昭和 4:平成 5:令和)

8	氏名	40	文字	
9	氏名かな	40	文字	
10	本人・家族・三歳・ 高老区分コード	1	数字	1:本人、2:家族、3:未就学/三歳 4:高齢者一般、5:高齢者上位 6:老人9割、7:老人7割
11	メモ1	50	文字	
12	メモ2	50	文字	
13	メモ3	50	文字	
14	メモ4	50	文字	
15	メモ5	50	文字	

- ・データヘルス計画書作成のための全体集計ダウンロードデータ
健康保険組合連合会作成のデータ仕様にもとづく。
- ・特定健診機能の利用を希望する構成組合に対しては、各構成組合との調整協議の上、別途契約を行い対応すること（健診結果データ、健診指導データ等）。

イ 移行対象期間

現行のレセプト情報管理システムで管理している全期間分

ウ 移行作業スケジュール

移行作業日数については、各構成組合と協議して実施すること。

⑤ 研修

ア 以下の内容に基づき、研修計画を立案し、各構成組合と事前協議の上実施すること。

- ・他社システムから切り替えた構成組合の場合は、研修（システム管理者向け研修、支部担当者向け研修）を各構成組合毎に実施すること。
- ・システム管理者向けの研修については、レセプト情報管理システム（本番環境）を利用して実施すること。
- ・支部担当者向けの研修実施場所は、構成組合ごとに都内近郊、大阪、福岡で準備することとする。
- ・支部担当者向けの研修については、レセプト情報管理システム（本番環境）を利用し、説明会を実施すること。支部数が50を超える組合の場合は最低2回の開催日を設けること。
- ・支部担当者向けの研修については、業務上の利用形態に則した分かりやすい操作マニュアル及び研修テキストを作成し実施すること。
- ・支部担当者向けの研修は、研修参加者がレセプト情報管理システムの操作をするための機器を準備する。
- ・研修に必要な機器等の準備は委託範囲とする。
- ・自社システムから更改した構成組合向けには、運用面、操作面における変更がある場合は、変更内容を操作マニュアルに反映し、変更内容の説明を本部担当者向けに実施すること。

イ 研修テキストの作成及び研修環境の構築等、研修を実施するために必要な準備を行うこと。

ウ 上記で作成した研修計画に基づき、研修を実施すること。

⑥ 仮稼働

ア 仮稼働計画を作成した上で、システム本番稼働２ヶ月前からの開始を目途として、仮稼働（本番相当運用）を実施し、要求仕様の確認及び他システムとのデータ連携等を確認すること（標準共済システムとのデータ連携は実施予定がないため、現行システムと新システムの連携データの現新比較等を行い、連携機能のデグレードをおこさないようにすること。）。

イ 仮稼働中に発生した質疑について、「レセプト情報管理システム質疑応答集」を作成し取り纏めを行うこと。

ウ 仮稼働開始時より、４（４）、４（５）の対応も行うこと。

（４）レセプト情報管理システムのヘルプデスク対応

① 本部及び各支部担当者からの操作方法及び障害対応の問合せ窓口として、ヘルプデスクを設置し、問合せの切分け及び問合せの管理を実施すること。

なお、本対応に係る作業時間帯は、平日（祝日を除く）の９：００～１８：００を基本とする。

また、問合せは電話・ＦＡＸ・メールにより行うこととする。

② 受付けた問合せは、必要に応じて構成組合側と協議の上、最低限、以下のような切分けを行うこと。

- ・レセプト情報管理システムの障害に起因するもの（障害）
- ・レセプト情報管理システムに対する改善要望であるもの（改善要望）
- ・レセプト情報管理システムに関する質問（質問（改修対応が不要であるもの））

③ 切分けた問合せについては、以下のとおり対応すること。

- ・障害及び改善要望については４（５）によること。
- ・質問のうち、受託者が回答可能なものについては問合せ者に回答し、構成組合側との調整が必要なものは、構成組合側と協議の上、解決を図ること。

④ 受付けた問合せについては、進捗及び対応状況について管理するとともに、その結果

４（１）②の力の定例的な打合せにおいて報告すること。

また、結果を踏まえ、構成組合における利便性の向上を鑑み、ＦＡＱの作成及び更新を行うこと。

（５）レセプト情報管理システムの改修等対応

① システムの改修対応

ア 次のシステム改修を行うこと。

なお、システム改修においては、レセプト情報管理システムの導入に係る各種作業において作成したドキュメントも必要に応じて修正等を行うこと。

- ・不具合修正対応
- ・操作性改善、機能強化及び法律改正に伴うマスタ類の更新も含めたバージョンアップ対応（標準共済システムとのインターフェース変更は除く）

イ ニッセイ情報テクノロジー社が提供する、分析機能用「医療費分配ロジック」ツールに改修が発生する場合は、受領したツールの動作確認等を行うこと。

ウ システム改修後のソフトウェア配付方法は構成組合の選択により次の方法が選択できること。

- ・ソフトウェアをＤＶＤディスク等に記録し、構成組合の本部へ送付する方法

- ・受託者が独自に開設したサイトから、ソフトウェアをダウンロードする方法（ただし、レセプト情報管理システムのサーバ及びクライアントはインターネットには接続されていないことを前提として対応策を提示すること。）

(6) その他

運用開始後、ジェネリック差額通知発送業務の委託を構成組合が受託者に希望する場合、対応できる体制であること。なお、本業務については、希望する構成組合と個別に別途契約すること。

5 実施場所

- (1) 打合せについては、構成組合が指定する場所を実施するものとする。
- (2) 関連する検討及び資料の作成等については、受託者の日本国内における事業所内で実施するものとする。
- (3) サーバに関するソフトウェア設定作業等を実施する場所は、別途構成組合が指示するものとする。

6 納入物品

- (1) 各種ドキュメントは、日本語で記載し、原則として Microsoft Office (Word、Excel 及び PowerPoint) もしくは Adobe Acrobat Reader で参照可能な形式で作成すること。
- (2) 導入業務について、以下の成果物を作成し、令和8年3月末日までに納品すること。
ただし、①②④⑤については、構成組合と調整した各作業フェーズで必要な時期までに納品することとする。
 - ① レセプト情報管理システムの導入等に係るプロジェクト計画書
 - ② ハードウェア、市販ソフトウェア及びネットワークの調達支援のための仕様要件資料
 - ③ レセプト情報管理システム用ソフトウェア 一式（サーバ及びクライアント用インストールソフトウェア等含む）
 - ④ レセプト情報管理システムの導入に係るドキュメント 一式
 - ⑤ 現行システムからの移行作業に係るドキュメント 一式
 - ⑥ 受託者が打合せ等において構成組合へ提示した資料 一式
 - ⑦ その他必要なドキュメント等
- (3) 保守業務について、以下の成果物を作成し、作業を実施した年度の末日及び契約期間末日までに納入を行うこと。
 - ① レセプト情報管理システムの導入等に係るプロジェクト計画書
 - ② レセプト情報管理システムのヘルプデスク対応に係るドキュメント 一式
 - ③ レセプト情報管理システムの改修等対応に係るソフトウェア及びドキュメント 一式
 - ④ 受託者が打合せ等において構成組合へ提示した資料 一式
 - ⑤ その他必要なドキュメント等
- (4) 成果物は、CD等の記録媒体に記録し、2セット納入すること。
なお、納入物品等について構成組合が別に定める必要があるものについては、受託者と協議の上、定めることとする。

7 受託者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度競争参加資格全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のAの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) ISO27001（情報セキュリティ）に基づいた、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認定又はプライバシーマークの認定を得ていること。
- (4) レセプト件数が30万件／月を超える健康保険組合又は共済組合でレセプト電子データを管理するシステムの導入及び運用保守を複数組合実施した実績を有し、現在契約中であること。
- (5) 本部—支部型の健康保険組合又は共済組合でレセプト電子データを管理するシステムの導入及び運用保守を複数組合実施した実績を有し、現在契約中であること。
- (6) 過去5年間に特定の地域に偏ることなく、全国規模でのシステム運用保守の実績を有し、現在契約中であること。
- (7) 健康保険組合連合会が定める開発指定業者であること。

8 業務従事者の条件

受託者の本件体制には、レセプト情報管理システムの導入業務について、3組合以上の経験を有するものを1名以上含むこと。

9 資料の開示

本業務の実施に当たっては、必要な資料を受託者の開示する。

10 その他

- (1) 本仕様書は受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものであることから、本仕様書に明記していない事項であっても、本業務に必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 詳細については、構成組合の指示によること。
なお、本仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、構成組合と協議の上決定することとし、この場合、受託者は、当該協議に関する議事記録を作成の上、構成組合に確認を得ること。
- (3) 日本語での対応ができること。
- (4) 作業の遂行に当たっては、業務上知り得た一切の内容を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他当該データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること等、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守すること。
- (6) 受託予定者は、以上の要件について、受託予定者が確実にできることをその手法も含め具体的に説明すること。説明が曖昧な記述や履行の表明のみの場合は、条件を満たさないとして採用しない場合がある。
- (7) 受託者は、構成組合の拠点見直し等のため、レセプト情報管理システムを設定する端末数に増減が発生した場合には、その都度借料の変更に応じること。

以 上